

森林除染の推進に係る要請書

【平成24年8月】

福島県町村議会議長会

会長 大野

峯

森林除染の推進について

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から1年5ヵ月が過ぎましたが、巨大地震、巨大津波の爪痕は、今なお被災地に深く刻まれており、加えて本県では、未来を担うとされていた原子力発電所が人類史上最悪と言われる事故を起こし、その事故によって飛散した放射性物質は、住民の平穏な暮らしと恵み豊かな大地を奪い去ったばかりか、現在、本県の復興を妨げる最大の要因となっている。

今、福島県民は、原発事故によって奪われた安寧な生活を取り戻すべく、放射性物質の除染・除去に取り組んでいるところであるが、県土の約7割を森林が占める本県にとって森林の除染は、本県の再生を図る上で、絶対に不可欠な工程であり、また、県民の多くもそれを望んでいる。

しかしながら、環境省の環境回復検討会では、森林の除染は“生活圏への影響が極めて小さい”として“不要”との意見があり、加えて、本県の実証事業によりその効果が認められている間伐など伐採の除染効果や拡散抑制効果をも否定する方向の議論が進んでいることは、森林除染を積極的に進めるべきとする県民の期待を裏切るものである。

本県にとって、生活圏と一体であり水源となっている森林の除染は必要不可欠であり、特に我々町村にとって森林は極めて身近な存在であり、その森林の除染を“不要”とする現在の議論は、我々の実情を無視した暴挙であると言わざるを得ず、決して看過することはできない。

よって、国は、本県が求める次の事項を踏まえた住居等近隣以外に係る森林の除染方針を早期に示すとともに、それが方針に基づく森林除染を早急に実施されるよう、強く要請する。

1. 森林除染のあり方の検討にあたっては、県、市町村及び地域の関係団体等の意見を十分反映させること。
2. 林野庁が示した「森林における放射性物質の除去及び拡散抑制等に関する技術的指針」を「除染関係ガイドライン」に組み込むなど、地域の実情に応じた森林除染を実施すること。
3. 間伐は、本県による実証事業により除染効果が認められており、また、間伐された木材は復興資材やバイオマスとして有効利用できることから、間伐等の伐採を森林除染の方法として明確に位置づけること。